

# 社会保険 やまがた

11-12月号

職場内で回覧しましょう。

2017年 No.592

## 鶴岡市 山戸能

鶴岡市温海地域の山五十川地区には、『山戸能』、『山五十川歌舞伎』の二つの民俗芸能が伝わっており、河内神社の例祭では例年春と秋に、山戸能と山五十川歌舞伎が奉納上演されます。山戸能は昭和39年、山五十川歌舞伎は昭和61年に山形県指定無形民俗文化財に指定されています。

(写真提供：鶴岡市商工観光部)



### ●11月は「ねんきん月間」です

#### 日本年金機構 2-3ページ

- 「賞与支払届」の提出のお願い
- ねんきん月間のお知らせ
- 国民年金被保険者の種別変更の確認について
- 年金相談予約のご案内
- お役に立ちます!ワンポイント相談室⑩

### ●人間ドック等の費用を助成しています

#### 協会けんぽ 4-5ページ

- 「第三者行為による傷病届」の提出について
- おしえて!やまがたさん!  
～保険証の再交付編～

#### 社会保険協会 6-7ページ

- 保養施設利用のご案内
- 人間ドック、PET検査、脳ドックの費用助成のご案内
- ポウリング大会のお知らせ





# 「日本年金機構」からのお知らせ

## 賞与の支払いがあったら、「賞与支払届」の提出をお忘れなく！

事業主が被保険者に賞与を支払った場合は、支払日から5日以内に、「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を提出してください。

- この内容により、標準賞与額および賞与の保険料額が決定され、被保険者が受給する年金額の基礎となります。
- 日本年金機構に登録されている賞与支払予定月の前月に、被保険者の氏名等を印字した届出用紙を、事業所へ送付します。
- 日本年金機構に賞与支払予定月を登録していない事業所で、届出用紙を希望する場合は、「健康保険・厚生年金保険事業所関係変更(訂正)届」を提出してください。
- 70歳以上被用者の方に賞与を支給した場合は、「厚生年金保険70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届」の提出も必要です。
- 日本年金機構に賞与支払予定月を登録している賞与支払予定月に支払がない場合  
→「賞与支払届 総括表」のみ「④支給・不支給」欄の「不支給」に○を付けて必ず提出してください。



### 賞与支払届に関するQ&A

#### Q 対象となる賞与は

A 賃金・給料・賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働の対償として受け取るもののうち、年3回まで支給されるものをいいます。なお、年4回以上支給されるものは、標準報酬月額の対象となります。

#### Q 標準賞与額の上限は

A 健康保険では年度の累計額573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)、厚生年金保では1カ月当たり150万円となっています。なお、厚生年金保険については、同月内に2回以上支給されるときは、合算した額が上限額として適用されます。

## 11月は、「ねんきん月間です」

厚生労働省では、「国民一人ひとり、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、平成26年度から毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」としました。

こうした「年金の日」の趣旨について、ご賛同いただいた各団体等と協働した取組により、

- ・「ねんきんネット」等を利用して年金記録や年金受給見込額を確認していただき
- ・高齢期に備え、その生活設計に思いを巡らしていただくことを呼びかけています。

#### ★山形県内での取組★

- ★「年金制度説明会」、「年金セミナー」の開催(随時)
- ★年金委員功労者表彰の実施
- ★国民年金保険料納付相談会の開催
- ★「第9回山形県年金ポスターコンクール」の表彰の実施

いいみらい  
11月30日は  
年金の日

「年金の日」に、「ねんきんネット」を使って高齢期の生活設計について考えてみませんか！

「ねんきんネット」では、これまでの年金記録、これからの年金受給見込額を簡単に確認できます。

詳しくは「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット 検索

0570-058-555

厚生労働省 日本年金機構

# あなたは、国民年金第□号被保険者ですか？ 種別変更は、確実に！確認してみましょう！

## 第1号被保険者

日本国内に住所のある  
20歳以上60歳未満  
の者であって、第2号  
被保険者および第3号  
被保険者でない者



## 第2号被保険者

厚生年金保険の  
被保険者



## 第3号被保険者

第2号被保険者の配偶  
者で、その第2号被保  
険者に生計維持されて  
いる20歳以上60歳未  
満の者(被扶養配偶者)



### 被保険者の届出先

届出	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
資格取得	市町村	※1	※2 年金事務所
資格喪失	市町村	※1	※2 年金事務所
種別変更	市町村(2号・3号→1号)	※1 (1号・3号→2号)	※2 年金事務所(1号・2号→3号)
氏名変更	市町村	※1	※2 年金事務所
住所変更	市町村	※1	※2 年金事務所

※1 第2号被保険者に関する届出は、被保険者が勤務する事業主、共済組合、健康保険組合を経由して届け出ることになります。

※2 第3号被保険者に関する届出は、配偶者が勤務する事業主、共済組合、健康保険組合を経由して届け出ることになります。

### 年金相談は予約で、

お客様のご都合の良い時間にあわせてスムーズに相談できます。  
相談内容を事前にお聞きし、事前に準備のうえ丁寧に対応いたします。  
予約相談の1か月前から前日まで受付しています。  
ご連絡の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をご準備ください。  
お近くの年金事務所でも承ります。

一般的な年金相談に関するお問い合わせ  
来訪相談のご予約

「わんきんダイヤル」  
0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は  
03-6700-1165 (一般電話)

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00  
火～金曜日 午前8:30～午後5:15  
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※有期雇用が現在の専任の専任の雇用主が20歳未満の若年者(20歳未満)に年金7:00まで相談をお受けします。  
※休日も(第2土曜日を除く)12月29日～1月3日はご対応いたしません。

## お役に立ちます！ ワンポイント相談室⑪ 振替加算

**Q** このたび、「振替加算」の支給漏れが発生したとのことですが、「振替加算」は、どのようなときに  
もらえるものなのですか



**A** ご夫婦のいずれかの年金に加給年金が加算されている方(以下便宜的に加給年金が加算されている方を「夫」とします。)で、その加給年金の支給が終了したにもかかわらず、振替加算が支給されていないものについて総点検を行った結果、ご夫婦のいずれかが共済年金を受給している方を中心に、夫に生計を維持されているにもかかわらず、配偶者(妻)に振替加算が支給されていない事象が判明しました。「振替加算」とは、夫の厚生年金保険または共済組合の加入期間が20年以上(一部例外あり)ある場合で、その方に生計を維持されている配偶者(妻)がいるときは、一定の年齢に達したときに、夫の老齢厚生年金または退職共済年金に加給年金が加算されます。この加給年金は、配偶者(妻)が65歳に達すると支給が終了しますが、それに代わり、配偶者(妻)の老齢基礎年金に、配偶者(妻)の生年月日に応じた額が加算されます。これを「振替加算」といいます。なお、配偶者(妻)が、加入期間が20年以上ある老齢厚生年金または退職共済年金を受け取っている場合は、加給年金、振替加算は支給されません。振替加算のお支払いにあたり、お客様への確認などが必要なお客様へは、平成29年11月上旬にお手紙をお送りし、平成29年11月15日にお支払いします。お客様への確認などが必要なお客様には別途お手紙をお送りします。お尋ねは、「振替加算専用ダイヤル」フリーダイヤル：0120-511-612(平日8:30～20:00、土日祝日8:30～17:15)までお願いします。

### お問い合わせ・お申込み

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <http://www.nenkin.go.jp/>



## 「第三者行為による傷病届」の提出について

Q. 交通事故でケガをしたときは、保険証を使用して医療機関を受診して良いのでしょうか？また、協会けんぽに提出するもの等がありますか？

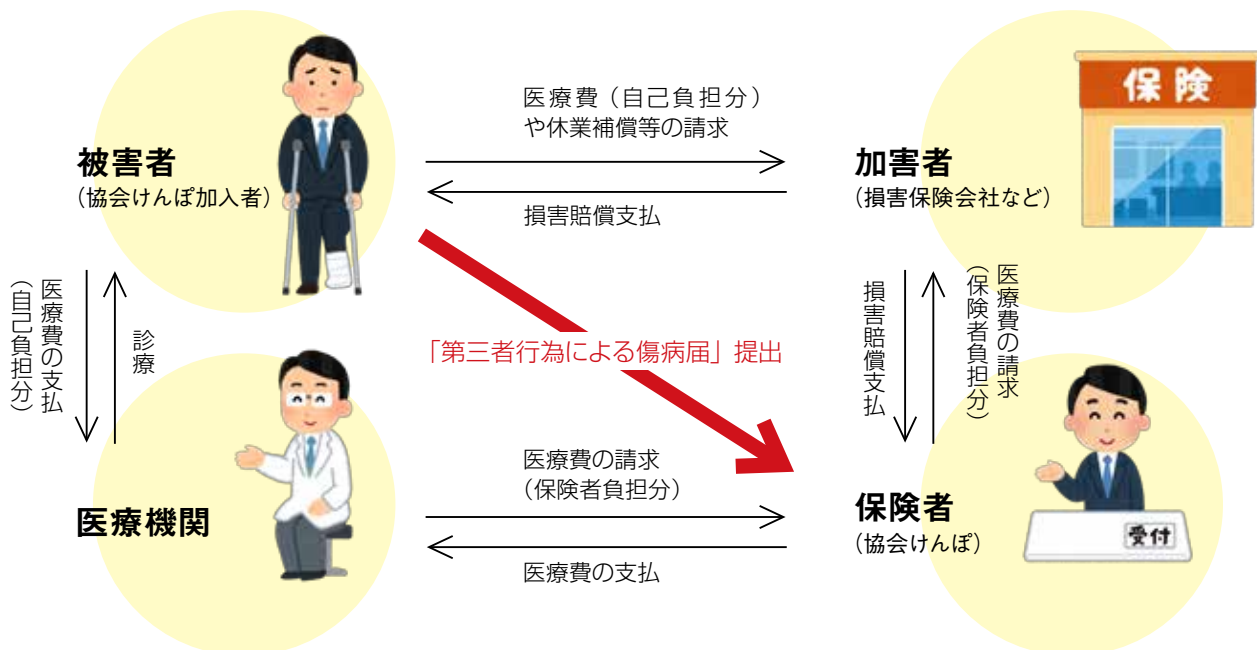
A. 交通事故やケンカなどによりケガをしたときの治療費は、加害者が負担するのが原則です。しかし、工作上的な事故などでなければ健康保険を使用して治療を受けることもできます。この場合、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが立て替えて支払い、後日、加害者に治療費を請求しますので、健康保険を使用する際は、「第三者行為による傷病届」のご提出をお願いいたします。

### 届出が必要となるケース(例)

- 自動車やバイク、自転車などの交通事故
- 事故車に同乗していた
- 暴力行為を受けた
- 動物などにかまれた
- スキーやスノーボードなどの衝突事故



### ～健康保険で治療を受ける場合～



### 通勤途中や仕事中にケガをしたときは？

通勤途中や仕事中にケガをしたときは、健康保険で治療を受けることはできません。労災保険が適用されます。万が一、健康保険で治療を受けた場合は、後日、医療費(保険者負担分)を返還請求することとなりますのでご注意ください。

# おしえて！やまがたさん！ ～保険証の再交付編～



**【やまがたさん】**  
 総務課に所属する  
 健康保険に詳しいベテラン OL



**【すずきさん】**  
 10月1日付で総務課に  
 異動しました。

**1**

すずきです。  
本日からよろしくお願いたします。  
頑張ります！

たなかくんは、今日から  
違う部署だもんね～  
こちらこそ、  
よろしくお願します。

**2**

さっそくなんだけど、社員が保険証を  
失ってしまったそうなの。保険証の  
再交付申請をしてもらいたんだけど、  
申請方法はわかる？

保険証の再交付申請は、  
**会社を通して行います。**申請書に必  
要事項を記入し、最後に**事業主印**  
を**忘れずに押印**して協会けんぽに提  
出します。

**3**

そのとおり！  
それから・・・

それから、**警察に紛  
失の届出も忘れず  
にしておきましょう！**

**4**

保険証は大切なものなので、紛失や  
き損の際には、すぐに会社の担当者  
へ報告する必要がありますね。

な、なかなかやるわね～  
さとうくん、私たちも負けら  
れないわ！頑張りましょう！

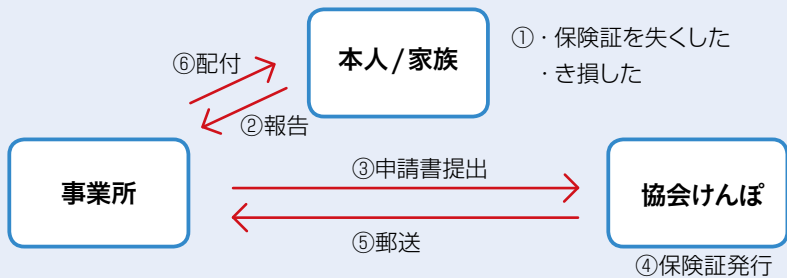
ちなみに、保険証を失くしたのはボクです。

## 保険証再交付

保険証を紛失したり、き損した(汚れた、割れた)ときは、協会けんぽに申請することで再発行します。

- 申請書 健康保険被保険者証再交付申請書 ●添付書類 き損(汚れた、割れた)の場合は、保険証の現物

### 保険証再交付の流れ



保険証の再発行後に、古い(紛失した)保険証が見つかった場合は、**古い方の保険証**を協会けんぽにご返却ください。

申請書提出から保険証の郵送までは、**約1週間**かかります。

### お問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部  
 〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL.023-629-7225 (代)

協会けんぽ

検索 

URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>



## 保養施設利用のご案内

山形県社会保険協会では、会員事業所の被保険者と被扶養者の皆さまの家族保養のために、55の宿泊施設、22の日帰り施設と契約し、宿泊や日帰りで契約施設をご利用される場合に補助を行っております。今年度まだお申込みいただいていない方は、これからの行楽や年末年始の保養などにぜひご利用ください。ご利用期間は平成30年2月28日(水)までです。

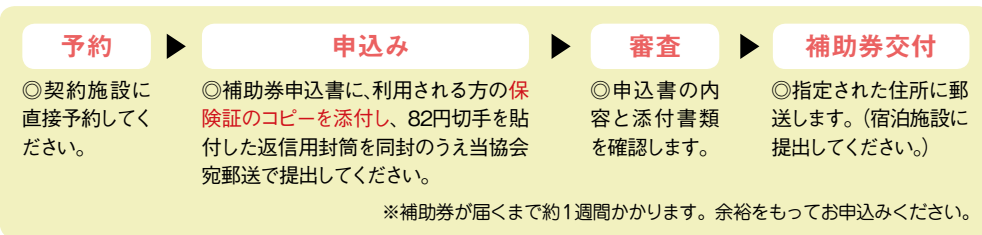


### [宿泊の場合]

**補助額** 被保険者・・・ お一人様 2,000円  
小学生以上の被扶養者・・・ お一人様 1,000円

**利用資格** 山形県社会保険協会の会員事業所で年会費を納めていただいている事業所の**被保険者**とその**被扶養者**(小学生以上)。※家族保養で宿泊する場合に限りです。(団体および職場の懇親会などで宿泊する場合には交付できません。また、被扶養者のみの宿泊の場合も交付できません。なお、お一人様一年度一回のご利用となります。)

### 申込方法



### [日帰りの場合]

**補助額** 被保険者・・・ お一人様 500円

**利用資格** 山形県社会保険協会の会員事業所で年会費を納めていただいている事業所の**被保険者**。

**申込方法** 山形県社会保険協会の会員事業所ごとにお申し込みください。なお、事業所の被保険者数に応じた発行枚数の上限(右の表を参照)があります。**ただし、被保険者数を越えた発行はできません。(例：被保険者3人の場合、3枚が発行上限となります。)**

**申込締切日** 平成29年12月25日(月)

事業所規模(被保険者数)	発行上限枚数
1～30人	5枚まで
31～50人	7枚まで
51～100人	10枚まで
101～300人	20枚まで
301～500人	30枚まで
501～800人	40枚まで
801～1,000人	50枚まで
1,001人以上	60枚まで



宿泊及び日帰りでご利用いただける契約施設は、6月下旬にお送りした「協会事業のご案内」が当協会ホームページでご確認ください。また、補助券の申込書は当協会ホームページからダウンロードできます。

**利用期間 / 平成30年2月28日(水)まで**

## 人間ドック、PET検査、脳ドックの費用を助成しています

健康で楽しい毎日を過ごすために定期的に健康診断を受けて体のチェックをすることが大切です。また、詳細な健診として人間ドックやPET検査、脳ドックを受けられる方も多くなってきています。ただし、人間ドック、PET検査、脳ドックの費用は、一般の健康診断費用よりも高額です。そのため、山形県社会保険協会では、人間ドックなどを受けることにより、疾病の予防や早期発見等、皆さまの健康生活を応援するため、**受診費用の一部を助成(2,000円)**しております。今年度この助成の利用申請者数は現在までで約400名となっています。これから受けられる方や、すでに受け終わった方も次に該当すれば、助成の対象になりますので、ぜひご利用ください。

### 対象者

- 山形県社会保険協会の会員事業所で年会費を納めていただいている事業所の被保険者とその被扶養者
- 人間ドック等を受診される方の自己負担額が2,000円以上あること
- 事業所内の被保険者数の1/2以内の人数で一事業所25名様まで



※助成申請等詳細につきましては、当協会ホームページをご覧ください。当協会までお問い合わせください。

### 寒河江支部からのお知らせ

## ボウリング大会に参加しませんか！

山形県社会保険協会寒河江支部では健康づくりの一環としてボウリング大会を開催します。会員事業所の被保険者の皆さまのご参加を募集いたしますので、ふるってご参加ください。多くの参加をお待ちしております。

**日時** 平成30年1月21日(日)  
午前9時10分(現地集合)

**会場** 空港ターミナルボウル(東根市神町)  
TEL.0237-47-1611

**参加資格** 山形県社会保険協会寒河江支部の  
会員事業所の被保険者  
(ただし1事業所8名まで)

**応募人数** 80名(定員になり次第締切)

**試合** 一人2ゲームの個人戦  
(年齢等によるハンディキャップあり)

**参加費** 一人300円  
(当日、会場にご持参ください)  
※貸靴代は各自負担となります。

**申込締切** 平成29年12月22日(金)必着

※参加申込み方法等につきましては、当協会ホームページをご覧ください。当協会までお問い合わせください。



### お問い合わせ・お申込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

山形県社会保険協会

検索 

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114 URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



## さんまの中華風焼き

さんまの脂には、DHA・EPAが含まれ、血液をさらさらにし動脈硬化を防ぐ働きがあります。旬のさんまと千切りにしたキャベツは相性抜群で、中華風仕立てにも良く合います。



### 材 料 [4人分]

◎1人当たりおよそ400kcal

さんま(3枚おろし)	4尾	A
キャベツの千切り	適量	
トマト	1個	
小麦粉	適量	
ごま油	適量	
豆板醤	小さじ1	
オイスターソース	大さじ4	
酒	大さじ2	

### 作り方

- 3枚おろしにしたさんまは半分に切る。  
さんまの水気を拭き、小麦粉をまぶす。
- フライパンにごま油を熱して、①の身を下にして入れ、焼き色がついたら裏返して両面を焼く。
- ペーパータオルで余分な油を取り、Aを回し入れてからめる。
- キャベツの千切り、くし形に切ったトマトと③を器に盛る。



## 山形県年金 ポスターコンクール入賞作品

日本年金機構では、公的年金制度が「世代と世代の支え合い」という基本理念により成り立っていることを次世代を担う中学生のみなさんに少しでも身近に感じていただくを目的に、毎年、年金ポスターコンクールを実施しています。

当社会保険協会においては趣旨に賛同し、この事業の後援をしております。

今年は9回目となり、山形県内中学生のみなさんから44作品と多数の力作を応募いただきました。先日審査会が開かれ、厳正な審査のうえ、受賞者が決定されました。今回みごと山形県社会保険協会会長賞に選定された作品をご紹介します。  
受賞おめでとうございます。



山形市立第十中学校  
吉田美紅みくさん

山形県社会保険協会会長賞

おめでとうございます